

○厚生労働省告示第七十三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

第三百三十二号を第三百三十五号とし、第三十七号から第三百三十一号までを三号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 四―「四―（一）「四―クロロ―三―（トリフルオロメチル）フェニル」カルバモイル―アミノ―三―フルオロフェノキシ」―N―メチルピリジン―二―カルボキサミド（別名レゴラフェニブ）及びその製剤

第三十五号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七 二―クロロ―九―（二―デオキシ―二―フルオロ―ベータ―D―アラビノフラノシル）―九H―プリン―六―アミン（別名クロファラビン）及びその製剤

第三十四号を第三十五号とし、第三十号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 オファツムマブ及びその製剤